

## 平成23年度統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について（概要）

平成24年9月25日  
統計委員会

## 審議の概要

- ・ 統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策等に関する各府省の取組状況を含め、統計法の施行状況についての総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議。審議結果を取りまとめて、公表することにより、基本計画等の推進に寄与。
- ・ 審議対象が現行基本計画の計画期間の中間年における取組であることを踏まえ、次期基本計画の策定に向けた検討のための基礎資料を得ることも視野に入れつつ、重点的な審議課題を中心に審議。併せて、東日本大震災に係る統計データの提供等の措置状況についても審議。
- ・ また、今回は、上記報告に初めて盛り込まれた基本計画の取組状況に関する各府省による自己評価の妥当性について、「実施済」又は「実施困難」と自己評価した事項を中心に精査。

## 審議結果のポイント

- 基本計画に盛り込まれた事項について、各府省は真摯に取り組んでおり、総じて成果を上げつつあると評価。
- その一方で、各府省が「実施済」又は「実施困難」と自己評価した事項の中には、今後も継続的な取組が必要と考えられる事項もあることから、今後の方向性を可能な限り具体的に示し、関係府省の更なる取組・努力を要請。
- また、統計委員会として、中長期的な視点に立って取り組むべき課題などを展望し、「今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」に取りまとめ。
- 特に、以下のような府省横断的な重要事項については、関係府省が協力して推進することが必要であると考えられることから、政府一体となった取組を期待。
  - 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
  - ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
  - 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備の充実
  - 「政府統一ロゴタイプ」の定着・普及を通じた統計に対する国民・企業等の理解促進
  - 行政記録情報の利活用
  - e-Statの利便性の向上及び二次的利用の促進
  - 東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応の整理等
- 統計委員会としては、この報告書に具体的に指摘した事項等について、次期基本計画も視野に入れた各府省の今後の取組と成果を注視するとともに、各府省の取組状況を踏まえ、国民の求める統計の一層の発展のため、次期基本計画の策定に資するべく、その役割を果たしていく所存。

② ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

【総務省等】

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 統計委員会は平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書に基づき、「ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築と利活用」に関し総務大臣に意見を提示した。そのポイントは以下のとおりである。

総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。

その際、総務省は、基盤的・共通的な調査票情報及び行政記録情報等の収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得ることが求められる。これらに基づき、総務省は、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データ等の時系列的整備、各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要がある。

- これを受けて、総務省は、「事業所母集団データベースの整備方針」（平成 23 年 3 月 25 日総務大臣決定。以下「整備方針」という）を総務大臣決定し、各府省に通知した。
- 総務省は、整備方針に基づき、以下に掲げる取組を実施した。
  - ・ビジネスレジスターシステムの基本的な開発
  - ・労働保険情報の受領・試験照会の実施
  - ・運用管理規程（案）を作成し各府省合意
  - ・当面記録する 21 統計調査、労働保険情報及び EDINET 情報の照合を実施
- 担当府省の自己評価の状況は表 3-(1)-3 のとおり。

表 3-(1)-3 ビジネスレジスター関係の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
4	5	0	0	1	0	10

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

(a) 施策全般

- 整備方針に基づき、関係府省の協力を得ながら、計画的に作業を進めている点については評価できる。

- また、より正確な母集団情報を整備するための措置として、商業・法人登記や労働保険などの行政記録情報を活用しているが、行政記録情報を効果的に活用しているものとして評価できる。

(b) 「実施済」と自己評価された課題

- 「実施済」と自己評価されたものは4項目である。このうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは2項目である（該当するもののリストは資料3の「1. 第1ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）」参照）。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 総務省は、平成25年以降に予定されている正式運用に向けて、引き続き関係府省と密接に連携しながら、以下に掲げる施策を計画的に推進する必要がある。また、施策の推進に当たっては、関係府省の積極的な協力が必要である。

(i) より正確な母集団情報の整備

- ・行政記録情報の持つ特性や制約等に留意しながら、企業組織の的確な確認等を効率的・効果的に実施。

(ii) 各統計調査における共通事業所・企業コードの保持

- ・各府省の統計調査結果における共通事業所・企業コードの保持を推進するため、その保持状況を把握。
- ・共通事業所・企業コードが保持されていない統計調査結果については、今後の統計調査において保持されるよう、所管する府省に必要な調整・サポートを実施。

(iii) ビジネスレジスター統計の作成・充実

- ・ビジネスレジスターの記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて検討。